

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 8 月13日
【報告者の名称】	富士興産株式会社
【報告者の所在地】	東京都千代田区神田東松下町13番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田東松下町13番地
【電話番号】	03 (6859) 2050 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 塩野 和志
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市西区土佐堀一丁目 5 番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、富士興産株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者ら」とは、アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドをいいます。
- (注3) 本書中の「アスリード・キャピタル」とは、ASLEAD CAPITAL PTE. LTD.をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注5) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年5月17日付で提出いたしました意見表明報告書（2021年5月28日付、2021年6月8日付、2021年6月11日付、2021年6月15日付、2021年7月6日付、2021年7月13日付、2021年7月27日付、2021年8月6日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書による訂正を含みます。）の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

(訂正前)

(2) 新株予約権の無償割当

当社は、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会は、取締役全員の一致により、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを決議いたしました。

詳細は当社が公表した2021年6月11日付け「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、公開買付者らのうちアスリード・ストラテジック・バリュース・ファンドは、2021年6月11日付けで東京地方裁判所に本新株予約権の無償割当ての差止請求に係る仮処分申立て(以下「本申立て」といいます。)を行っていましたが、2021年6月23日、東京地方裁判所は、同申立てを却下する旨の決定(以下「本決定」といいます。)を行いました。

アスリード・ストラテジック・バリュース・ファンドは、本決定を受けて2021年6月23日付けで即時抗告の申立て(以下「本即時抗告申立て」といいます。)を行ったことについて、2021年6月24日付けで訂正公開買付届出書を金融庁のEDINET(電子開示)に提出いたしました。

当社は、本即時抗告申立てが認められる理由はなく、原審である東京地方裁判所の判断は適正なものと確信しており、さらに、2021年6月24日に開催した当社第91回株主総会にお諮りした新株予約権の無償割当てを実施する旨の議案を承認いただいた株主の皆様の判断が尊重されるべきと考えており、引き続き全面的に争っていく所存であります。

その後、公開買付者らは、2021年8月4日付けの「公開買付届出書の訂正届出書」において、本公開買付期間終了日を2021年8月19日まで延長することを公表しました。

(訂正後)

(2) 新株予約権の無償割当

当社は、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会は、取締役全員の一致により、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを決議いたしました。

詳細は当社が公表した2021年6月11日付け「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、公開買付者らのうちアスリード・ストラテジック・バリュース・ファンドは、2021年6月11日付けで東京地方裁判所に本新株予約権の無償割当ての差止請求に係る仮処分申立て(以下「本申立て」といいます。)を行っていましたが、2021年6月23日、東京地方裁判所は、同申立てを却下する旨の決定(以下「本決定」といいます。)を行いました。

アスリード・ストラテジック・バリュース・ファンドは、本決定を受けて2021年6月23日付けで即時抗告の申立て(以下「本即時抗告申立て」といいます。)を行ったことについて、2021年6月24日付けで訂正公開買付届出書を金融庁のEDINET(電子開示)に提出いたしました。

当社は、本即時抗告申立てが認められる理由はなく、原審である東京地方裁判所の判断は適正なものと確信しており、さらに、2021年6月24日に開催した当社第91回株主総会にお諮りした新株予約権の無償割当てを実施する旨の議案を承認いただいた株主の皆様の判断が尊重されるべきと考えており、全面的に争って参りましたが、東京高等裁判所は、2021年8月10日に本即時抗告申立てを棄却する旨の決定(以下「東京高裁決定」といいます。)を下しました。

その後、公開買付者らは、東京高裁決定を受けて提出した2021年8月11日付けの「公開買付届出書の訂正届出書」において、本公開買付期間終了日を2021年8月25日まで延長することを公表しました。

以上